

令和7年度 情報公開制度 不服等の申出処理状況

申出区分	番号	受付年月日	R7. 6. 11
不服	第1号	勧告書提出日	
		処理結果通知日	R7. 7. 10

■不服の要旨

- 不服申出者（以下、「申出者」という。）は、令和7年1月14日、逗子市情報公開条例（以下、「条例」という。）に基づき、「令和4年における政治活動や選挙活動に関して、逗子市議会事務局に寄せられた苦情や相談及び逗子市議会事務局の対応に関する全記録（苦情受付簿、応対記録、メモ、音声記録、その他関連資料を含む）「以下、「本件対象文書」という。」の情報公開請求をした。  
これに対し、実施機関は、同月20日付けで情報公開諾否決定期間延長通知を行った上、同年2月5日付けで、条例第5条第2項第1号に該当するとの理由で、本件対象文書のうち①騒音等苦情一覧表中の「苦情対象者に関する情報」、「通報者に関する情報」、②本件対象文書の別紙中の「苦情対象者に関する情報」、「通報者氏名、住所、電話番号、メールアドレス」の記載内容を非公開とする一部公開決定（以下、「本件一部公開決定」という。）をした。
- 申出者は、令和7年6月11日、逗子市情報公開審査委員に不服の申出をした。情報公開不服申出書及び添付資料並びに申出者からの事情聴取の結果によれば、不服の内容は、本件一部公開決定に対し、非公開とされた全ての情報について公開を求めるとともに、公開された情報以外の存否の確認を求め、存在すればその公開を、不存在であれば作成するよう勧告をを求めるものである。  
なお、申出者が公開を求めるにあたって、非公開情報に該当しないとする理由は、条例の解釈適用において、第2条（基本原則）の基本原則に違反していること、条例第5条第2項第1号（個人に関する情報）の範囲が不当に広範であること、条例第5条第2項第1号ただし書エ（公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、公務員等の氏名、職及び職務の遂行の内容に係るもの）に該当していること、条例第5条第2項1号ただし書オ（人の生命、身体、健康、財産、生活又は地位を保護するため、公開することが必要であると認められるもの）に該当していること、さらには、申出者の個人に関する情報が含まれるのであれば、申出者本人として公表することに同意するので、条例第5条第2項第1号ただし書イ（本人が公表することを希望し、又は同意しているもの）に該当すること、一部公開とするにあっても、条例第6条第1項（部分公開）に基づく公開請求の趣旨を失わない程度に合理的に分離できるのではないかと、更には条例第7条（公益的理由による裁量的公開）も検討の上公開すべきということである。申出者の具体的な主張については、後記の調査結果等に記載する。

■調査結果等

- (1) 本件対象文書の非公開とされた部分について、申出者から非公開情報に該当しないと指摘があった点について検討する。
- ア 第2条（基本原則）  
申出者は、条例第2条に定められた基本原則に違反しているとして、非公開とされた部分を、公開するよう主張している。  
条例第2条については、条例を解釈、運用するための基本原則を定めた規定である。第2条に基づいて非公開情報に該当すると判断され、本件一部公開決定がされたわけではないことから、あくまでも非公開情報に該当するかどうかは、非公開情報と定められた条項との関係で問題とされる。  
もともと、非公開情報に該当するかどうか判断するにあたっては、条例第2条に則った解釈、運用がされているか慎重に判断をする。
- イ 条例第5条第2項第1号（個人に関する情報）  
申出者は、条例第5条第2項第1号に該当すると判断された情報について、通報者の「個人に関する情報」については、これを尊重し異議を唱えるものではないが、苦情対象者の「個人に関する情報」については、あくまでも当該個人のプライバシー等の権利利益を不当に侵害するおそれがある部分に限定して非公開とされるべきであり、非公開とされた部分が不当に広範であると主張している。  
条例第5条第2項1号では、「個人に関する情報」は、特定の個人を識別され、又は識別され得るものと規定し、特定の個人のプライバシー等を侵害するおそれのある情報とは規定されていない。条例では、個人識別情報を原則非公開とした上で、個人の権利利益を侵害せず非公開にする必要がないもの及び個人の権利利益を侵害しても公開することの公益が優越するため公開すべきものをただし書で例外的に公開事項として列挙する個人識別情報型が採用されている。

条例第2条の基本原則に則り、解釈、適用をするにあたって、原則公開という前提のもと、できる限り非公開情報部分を少なくすることが求められているが、条例第2条第3項には「個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮を払うこと」とも定められており、その趣旨を踏まえ、特に慎重に取り扱う必要がある。

本件において、本件対象文書のうち①騒音等苦情一覧表中の「通報者に関する情報」、②本件対象文書の別紙中の「通報者氏名、住所、電話番号、メールアドレス」の記載内容については、通報者が特定又は特定され得る個人に関する情報が非公開情報とされており、その非公開の範囲は必要最小限にとどめられていた。

次に、本件対象文書のうち①騒音等苦情一覧表中の「苦情対象者に関する情報」、②本件対象文書の別紙中の「苦情対象者に関する情報」の記載内容については、固有の名称や事実行為も含まれており、記載された文言からは、当然には特定の個人が識別され得る情報ではないものが含まれていたが、対象となる集団の規模が非常に小規模であることにより、令和4年の情報として限定すると、特定の個人が識別され得る情報であった。苦情対象者であっても「個人に関する情報」であることには変わりなく、非公開部分を確認したが、その範囲については必要最小限にとどめられていた。

#### ウ 条例第5条第2項第1号ただし書エ

申出者は、本件対象文書の非公開とされた部分に、市議会議員の個人に関する情報が記録されているのであれば、市議会議員の氏名、職及びその職務遂行の内容に関する情報、特に政治活動や選挙活動に関する苦情や対応は、「公務員等の職務の遂行に関する情報」に該当すると主張している。市議会議員は公人であり、その活動は市民に対する説明責任を伴うため、議員らの氏名、職務、活動内容に関する情報は、市政の透明性確保、市民による市政の監視、及び議会の説明責任を果たす上で重要であることも主張している。

一般的には、市議会議員の議会外での政治活動も、議員の議会での活動と密接な関係にある。もっとも、政治活動だけでなく、日常での議員の活動であっても、議員の議会での活動に関連しないとはいえないことから、議員の議会での活動と関連があるかの線引きを明確にすることは困難である。そのため、仮に市議会議員の個人に関する情報が記録されているのであれば、議員の「職務の遂行に関する情報」とは、議員が、地方公共団体の機関である議会の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味する。行政処分その他の公権力の行使に係る情報、職務としての会議への出席、発言その他の事実行為に係る情報等がこれに含まれる。

本件対象文書の苦情対象者の非公開とされた部分には、いわゆる議員の議会での活動又は行政処分その他の公権力の行使に関するような情報は含まれていなかった。

なお、申出者は、本件対象文書が公務員の職務の遂行によって作成されていることをもって、その作成された記録に含まれる内容が「職務の遂行に関する情報」に該当すると主張している。条例第5条第2項第1号ただし書エの「職務の遂行に関する情報」とは、記録に含まれる「個人に関する情報」（条例第5条第2項第1号）が公務員等の職務の遂行に関する情報かどうかで判断されるのであって、記録そのものが職務の遂行によって作成されたかどうかは関係がない。また、仮に議員が市政報告を公務と発言していたとしても、その活動が議員の「職務の遂行に関する情報」になるものではなく、そのことをもって公務であると認めることもできない。

#### エ 条例第5条第2項第1号ただし書オ

(ア) 申出者は、「窓が開けられない」、「スピーカーから大音量で演説」などの苦情が寄せられているのであるから、市民の生命、身体、健康、生活の保護のために必要な情報が含まれていると主張している。

条例第5条第2項第1号ただし書オに該当する場合とは、個人の権利利益が侵害されるような危害が現に生じている又は将来的にそのような危害が具体的に発生することが予測される事態が存在しており、その危害から市民を保護するために、非公開情報を公開することが公益上必要な場合が想定されている。

本件対象文書には、具体的な苦情内容が公開されており、非公開情報を公開することで市民を保護する関係にはないことから、市民を保護するため非公開情報を公開する公益上必要な場合であるとは認められない。

(イ) また、申出者は、自らの地位を保護するため必要な情報が含まれているとも主張している。

一般的に民事訴訟は、当事者間の争訟であり、特定の個人の訴訟において必要な情報であるかどうかは、条例第5条第2項第1号ただし書オに規定する人の「地位を保護する」かどうかの利益に含まれない。

なお、民事訴訟においては、調査の囑託（民事訴訟法186条第1項）、文書送付囑託（民事訴訟226条）等の申出をすることにより、訴訟の目的の範囲内で法律に基づいて本人の個人情報の提供を求める方法があることを申し添える。

#### オ 条例第5条第2項第1号ただし書イ

今回、申出者からは、非公開情報の中に自らの情報が含まれていると思われるところ、その情報については特段本人として秘匿したい情報が含まれていないと思われることから、公開することを希望、若しくは公表することに同意するとの主張がある。

この点条例は、「個人に関する情報」の中で、特定の個人が公表を希望したからといって、その部分だけを公表するということは想定していない。条例で公開された情報については、公開請求者の属性によって、公開される部分があったり、なかったりするものではなく、一律に公開されるべきものは公開されている。そのため、情報取得時又は作成時において、その情報を本人が公表を希望又は同意した情報についてはその情報を保護すべき利益はないため、非公開情報に該当しないが、本人が記録されるべき情報の内容を承諾して、公表を希望又は同意していた場合ではなく、記録されている情報がわからないなかで、特に秘匿の必要がないとして公表を希望又は同意することは、条例第5条第2項ただし書イの「本人が公表することを希望し、又は同意しているもの」には該当しないと考える。

なお、本人の記録については、個人情報の保護に関する法律に基づく保有個人情報の開示請求することによって、記録されている本人の個人に関する情報を確認する方法もあることを申し添える。

#### カ 条例第6条第1項（部分公開）

申出者は、非公開部分に、真に保護すべき個人に関する情報が含まれていたとしても、今回の決定が一律に広範囲な範囲を非公開としており、この部分公開の原則を適切に運用していないと主張している。

情報公開は、公開が原則であり、非公開は最小限にとどめることとされており、部分公開をするにあたって非公開部分が最小限となっている必要がある。

本件対象文書の非公開とされた部分については、いずれも特定の個人が特定又は対象となる集団の規模が非常に小規模であることにより特定の個人が特定され得る情報が非公開情報とされており、その範囲については必要最小限にとどめられていた。よって、部分公開は適切にされている。

#### キ 条例第7条（公益的理由による裁量的公開）

申出者は、今回の非公開とされた情報には、市民の日常生活への具体的な支障が生じていた可能性に関する内容が含まれていると主張し、また、仮に市議会議員の活動が含まれているのであれば、議員に対する市民の正当な関心、議会全体の説明責任と透明性の確保が重要であり、公的機関から発信された情報の正確性を検証する観点からも公開の必要性があると主張している。

条例第7条は、非公開情報に該当するとしても、公益性が高ければ公開すべきであるという裁量的な公開を認める規定であり、緊急時、災害時などが想定されている。

一般的には、議員の議会外の活動に関する市民からの苦情とその対応に関する情報を透明化することによって、議会全体の信頼性向上、有権者による議員活動の適正な評価、さらに類似事案の再発防止やより良い議会運営に貢献する側面がないとはいえない。

しかし、申出者が主張するような内容こそが情報公開制度を支えている側面であり、個々の事例における特殊な事情によっては、公開することによって生ずる支障を上回る公益上の必要性がある場合であるかが問題となる。

本件対象文書には、公益性を優先させなければならない事情は認められない。

#### (2) 公開された情報以外の存否について

議会事務局に保管されていた記録には、本件対象文書以外の文書は存在しなかった。議会事務局に寄せられる問い合わせは、その種類が様々であり、その場で口頭にて案内、回答ができてしまうことが多くあり、全ての問い合わせを記録するようなことを勧告する必要性までは認められなかった。今回保存が必要な記録が存在しなかったため、文書がないということではないので、文書の作成を勧告するまでもない。

### ■ 処理結果

本件不服申出について、実施機関に対し、勧告ないし意見の必要性は認められない。